

よくある質問(関東運輸局 Q&A) 目次

○窓口業務に関するご質問

1. [開庁日・閉庁日・受付時間について](#)
2. [窓口の混雑状況について](#)
3. [苦情を言いたい](#)
4. [運輸支局/登録事務所へのアクセス方法について](#)
5. [運輸局本局（横浜第二合同庁舎）で手続きはできますか](#)
6. [手続きできる運輸支局について](#)
7. [郵送で手続きできますか](#)
8. [本人以外が手続きを行うことはできますか](#)
9. [押印が必須な書類について教えてほしい](#)
10. [譲渡証明書や委任状等のひな型はどこで入手すればよいか教えてほしい](#)
11. [手続き後の車検証受取について](#)
12. [OCR 申請書各種様式について](#)
13. [各申請の手数料について教えてほしい](#)
14. [印紙購入場所について教えてほしい](#)
15. [印紙購入時の支払方法について教えてほしい](#)
16. [自動車検査登録印紙の代わりに収入印紙がつかえますか](#)
17. [独立行政法人が使用する車両の検査手数料について教えてほしい](#)

○登録窓口に関するご質問

18. [名義変更をする車の車検が切れている場合はどうすればよいか](#)
19. [名義変更の譲渡人/譲受人とは](#)
20. [利益相反行為とは](#)
21. [名義変更を行う場合の必要書類を教えてください](#)
22. [氏名・名称変更する場合の必要書類について教えてください](#)
23. [苗字の変更は戸籍謄本ではなく、住民票でも代用できるか](#)
24. [車検切れの車の住所変更する場合はどうすればよいか](#)
25. [住所が変わった後、何日以内の手続きが必要か](#)
26. [住所変更を行う場合の必要書類について教えてください](#)
27. [住所変更で住所のつながりがわかる書類で戸籍の附票を添付する場合、住民票は必要か](#)
28. [引っ越しをした場合、住所変更はどこで実施するのか](#)
29. [自動車検査証の***はどういう意味ですか](#)
30. [一時抹消と永久抹消の違いについて](#)
31. [解体の手続きをしようと思ったが、登録識別情報等通知書（抹消証明書）を紛失してしまった場合はどうすればよいか](#)
32. [永久抹消、解体届出はいつから手続きできるのか](#)
33. [解体報告受領日とは何か](#)
34. [廃車手続（登録車）を行う場合の必要書類について教えてください](#)
35. [廃車手続（小型二輪の）を行う場合の必要書類について教えてください](#)
36. [廃車手続（軽二輪）を行う場合の必要書類について教えてください](#)
37. [封印が外れてしまったがどうすればよいか](#)
38. [バイクの手続き実施場所について](#)
39. [軽二輪の軽自動車届出済証の再交付を行う場合の必要書類について教えてください](#)

40. [所有者コードを調べることはできますか](#)
41. [ナンバー変更を行う場合の必要書類についておしえていただきたい](#)
42. [車のナンバーから所有者を知りたいのだがどうすればよいか](#)
43. [ナンバープレートが紛失した（盗難された）場合はどうすればよいか](#)
44. [ナンバープレートの交付手数料を教えてください](#)
45. [返納するナンバープレートを記念品として持ち帰りたい](#)
46. [有効期間が切れた車両のナンバープレートを変更することは可能か。](#)
47. [希望ナンバー・図柄ナンバーの予約方法について教えてください](#)
48. [他の地域の図柄ナンバーをつけたい](#)
49. [仮ナンバーを借りたい場合どうすればよいか](#)
50. [新車や中古車を登録する場合の必要書類をおしえていただきたい](#)
51. [国内未登録の並行輸入自動車を購入した場合の登録方法について教えて欲しい。](#)

○検査窓口に関するご質問

52. [検査の予約をしたい](#)
53. [検査の予約を変更したい](#)
54. [検査の予約をキャンセルしたい](#)
55. [検査の予約できる時間を知りたい](#)
56. [検査の予約ができない](#)
57. [今まで使用していた予約アカウントが使えない場合はどうすればよいか](#)
58. [インターネット以外で予約はできないのか](#)
59. [受付時間に遅れてしまった場合はどうすればよいか](#)
60. [予約したラウンド以外に受検した場合はどうすればよいか](#)
61. [構造変更検査を受ける場合の必要書類を教えてください](#)
62. [予備検査を受ける場合の必要書類を教えてください](#)
63. [継続検査を受ける場合の必要書類をおしえていただきたい](#)
64. [なにも整備をしなくても、改造していなければ車検（継続検査）は合格しますか](#)
65. [継続検査にて再検査になった場合どうすればよいか](#)
66. [再検査になった場合いつまでに再検査をうければよいか](#)
67. [再検査を受ける前に有効期間が切れた場合どうすればよいか。](#)
68. [継続検査に不合格となった場合どうすればよいか](#)
69. [継続検査に合格するか教えてください。（事前確認）](#)
70. [車検証の有効期間を知りたい](#)
71. [車検（継続検査）を受けると有効期間はどうなるのか](#)
72. [構造等変更検査を受検した場合の有効期間満了日について確認したい](#)
73. [いつから有効期間が短縮にならずに受検可能か](#)
74. [継続検査の申請にあたり、有効期間満了日の1月前の考え方について](#)
75. [検査標章（ステッカー）の再交付を行う場合の必要書類について教えてください](#)
76. [検査標章（ステッカー）の貼り方が分からない](#)
77. [検査標章（ステッカー）はどこに貼付すればよいか](#)
78. [限定自動車検査証による再検査は他検査場で受検可能ですか](#)
79. [限定自動車検査証の交付を受けましたが、臨時運行許可は必要ですか](#)
80. [限定自動車検査証の交付を受けて有効期間が切れた場合、どうやって継続検査を受検すればよいか。](#)
81. [自動車税の納付をオンラインで行った場合、紙による自動車税納付証明書は必要か](#)
82. [減免申請をしたい場合どうすればよいか](#)
83. [納税証明書は必ず必要になるか](#)
84. [自動車税の納付状況を知りたい](#)
85. [納税証明書はどこで交付を受けられますか](#)
86. [名義変更前の使用者が支払った納税証明書でも有効ですか](#)

87. [納付期限を超えて自動車税を納めたが、納税証明書は必要ですか](#)
88. [自動車税納税証明書の有効性について確認したい](#)
89. [電子マネー等で自動車税を納めた場合、納税証明書は必要ですか](#)
90. [まだ自動車税を納付していないが、検査と同時に納付は可能ですか](#)
91. [自動車税（環境性能割）について](#)
92. [自動車税（種別割）とは何か](#)
93. [手放した車の自動車税納付書が届いた場合どうすればよいか](#)
94. [自動車税納付書を紛失した場合どうすればよいか](#)
95. [車検（継続検査）を受けるのに、自動車税の納税証明書は必要か](#)
96. [自動車重量税とはなにか](#)
97. [自動車重量税（エコカー減税）とはなにか](#)
98. [次回検査時の重量税額を教えてください](#)
99. [重量税の13年・18年経過による増額の適用はいつからか教えてください](#)
100. [自動車重量税の還付について知りたい](#)
101. [自動車重量税の還付を受けたい](#)
102. [自動車重量税の還付の手続きについて知りたい](#)
103. [自賠責保険の料金について教えてください](#)
104. [自賠責保険の加入方法、保険料について教えてください](#)
105. [自賠責保険は運輸支局（検査登録事務所）で加入できますか](#)
106. [自賠責保険（共済）証明書をなくしてしまった場合どうすればよいか](#)
107. [手続きしたが車検証に誤りがある場合どうすればよいか](#)
108. [自動車検査証は携帯する必要はありますか](#)
109. [車検証の総走行距離数を修正したい](#)
110. [車検証の電子化とはなにか](#)
111. [バイクのフレーム交換をする場合の手続きについて教えてください](#)
112. [検査の基準について教えてください](#)
113. [アフターパーツを装着した場合の寸法について](#)
114. [指定部品を教えてください](#)
115. [キャリアを付けたまま中古新規を受検しても良いですか](#)
116. [自動車の部品（シート等）を変更したが、車検時に必要な書類はあるか](#)
117. [座席を減らした（増やした）場合どうすればよいか](#)
118. [改造申請について教えてください](#)
119. [自動車の改造について](#)
120. [自動車に黄色回転灯をつけたい。](#)
121. [自動車に青色回転灯（自主防犯自動車）をつけたい。](#)
122. [自動車に赤色回転灯をつけたい。](#)
123. [車の諸元を知りたい](#)
124. [自動車技術総合機構に連絡したい](#)
125. [基準緩和自動車の名義を変更したい](#)
126. [基準緩和自動車の住所を変更したい](#)
127. [自動車に緑色回転灯をつけたい。](#)
128. [空港警備等で使用する青色回転灯をつけたい。](#)
129. [タカタエアバッグのリコールの対象か知りたい。](#)
130. [自分の車にリコールがあるか知りたい。](#)
131. [自分の車の不具合はどこに言えばいいのか。](#)
132. [自動車の不具合情報を連絡したい](#)
133. [軽自動車の手続きについて](#)
134. [軽自動車税について](#)

○整備・保安に関するご質問

135. [OBD検査とはなにか](#)
136. [定期点検未実施の際の取扱いについて](#)
137. [点検整備記録簿の様式はどこで入手すればよいか](#)
138. [点検整備記録簿の記載について](#)
139. [定期点検の間隔について教えてほしい](#)
140. [定期点検未実施の場合に処罰はされるのか](#)
141. [不正改造の情報を通報したい](#)
142. [不正車検（ペーパー車検等）の情報を通報したい](#)
143. [無車検で走行している車を通報したい](#)
144. [運行管理者・整備管理者の選任届出等の書式はどこで入手すればよいか](#)
145. [自動車事故報告書の様式はどこで入手すればよいか](#)

1. 開庁日・閉庁日・受付時間について

土日祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁日となります。

受付時間

	午前	午後
登録部門	8:45～11:45	13:00～16:00
検査部門	8:45～11:45	(持込) 12:45～15:45 (指定) 13:00～16:00
整備・保安部門	8:30～12:00	13:00～16:00

また、窓口で申請書を作成される場合は、受付締切時間の30分前までにお越しください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

2. 窓口の混雑状況について

週末や月末は大変窓口が混み合います。

特に毎年、年度末の3月下旬は窓口が大変混雑し、車検証をお渡しするまで長時間お待ちいただくなどお客様に大変ご迷惑をおかけしています。

比較的月初めは空いていますが、運輸支局でのお手続き後、ナンバーの取付けや自動車税事務所にて税申告のお手続きが発生する場合がありますので、お時間に余裕をみて手続きにお越しください。

3. 苦情を言いたい

申告いただく内容により窓口が異なりますので、恐れ入りますが以下の担当窓口にご意見をいただくようお願いいたします

検査コースについてのご申告

自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/inquiry/index.php>

運輸支局・自動車検査登録事務所についての申告

関東運輸局

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page_btm/soudan_uketuke_2.html

4. 運輸支局/登録事務所へのアクセス方法について

以下に掲載しておりますのでご確認くださいようお願いいたします。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

5. 運輸局本局（横浜第二合同庁舎）で手続きはできますか

運輸局本局（横浜第二合同庁舎）では、自動車の検査・登録手続き（車検証・車検ステッカーの再交付や登録事項等証明書等の交付も含む）はできませんのでご了承ください。

6. 手続きできる運輸支局について

※関東運輸局本局（横浜第二合同庁舎）では登録・検査・整備・保安に関するお手続きはできません※
継続車検、検査標章再交付、一時抹消済み自動車の解体の届出、一時抹消済み自動車の輸出の届出、登録事項等証明書については、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所でお手続きください。

新規登録、移転登録（名義変更）、変更登録（住所変更等）、構造変更、車検証再交付、一時抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、番号変更、番号交換、抵当権登録については、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所でお手続きください。

申請により管轄が変更となる場合は、新しい管轄でのお手続きとなります。

整備・保安関係については、管轄する運輸支局でのお手続きとなります。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

7. 郵送で手続きできますか

郵送では、受付しておりません。

申請者が窓口にお越し頂けない場合は、代理人に委任して手続きして頂く事ができます。

8. 本人以外が手続きを行うことはできますか

お手続きは代理人による申請も可能です。申請者は委任状を作成し代理人へ手続きを委任してください。

9. 押印が必須な書類について教えてほしい

必要書類に印鑑証明書がある場合は、申請書、譲渡証明書、委任状等に、実印の押印が必要となります。

必要書類に印鑑証明書が含まれていない場合、書類に押印は必要ありません。※押印が不要な書類へ押印があっても手続きは可能です。

10. 譲渡証明書や委任状等のひな型はどこで入手すればよいか教えてほしい

主な手続きや、各種書類のひな形については以下に掲載されておりますのでご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/about/register/index.html>

11. 手続き後の車検証受取について

申請に不備等が無ければ、即日発行・更新されます。

申請書を提出されましたら、車検証を受け取るまでお待ちください。

12. OCR 申請書各種様式について

以下に掲載されておりますのでダウンロードして使用してください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000021.html

13. 各申請の手数料について教えてほしい

各種申請の手数料については以下をご確認ください

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/assets/pdf/knstrk-tesuryo.pdf>

14. 印紙購入場所について教えてほしい

各運輸支局・自動車検査登録事務所の近くにて販売しております。

詳しい場所につきましては、各運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口へお尋ねください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

15. 印紙購入時の支払方法について教えてほしい

現金のみとなります。

16. 自動車検査登録印紙の代わりに収入印紙がつかえますか

使用できません。

収入印紙とは異なりますので、ご注意ください。

17. 独立行政法人が使用する車両の検査手数料について教えてほしい

道路運送車両法施行令第14条に記載がある法人であれば無料となります。

詳しくは最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所へお問い合わせください

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326C00000000254>

18. 名義変更をする車の車検が切れている場合はどうすればよいか

車検（有効期間）が切れている場合は、名義変更（移転登録）の手続きはできません。

あらかじめ、指定整備工場または運輸支局・自動車検査登録事務所にて「継続検査」の受検が必要となります。

なお、前回車検時から自動車の構造（自動車の大きさや定員、燃料など）に変更があった場合には、管轄の運輸支局・自動車検査登録事務所にて「構造等変更検査」を受検いただく場合もございます。

詳しくは最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所までお問い合わせください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

19. 名義変更の譲渡人／譲受人とは

譲渡人は車を譲り渡す方（現在の車検証の所有者）、譲受人は車を譲り受ける方になります。

20. 利益相反行為とは

同じ取締役の会社間の取引や、取締役個人とその取締役の会社間取引については利益相反行為になるため、会社法の規定により、取締役会（株主総会）の決議が必要になります。

このような自動車の取引を行い登録を行うには、自動車登録令の規定により通常の名義変更（移転登録）の書類の他に取締役会（株主総会）議事録（写）を提出していただく必要があります。

21. 名義変更を行う場合の必要書類を教えてください

申請する車両により提出書面が変わりますので、詳細については最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

<全国の運輸支局等一覧はこちら>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

22. 氏名・名称変更する場合の必要書類について教えてください

申請する車両により提出書面が変わりますので、詳細については最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

<全国の運輸支局等一覧はこちら>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

23. 苗字の変更は戸籍謄本ではなく、住民票でも代用できるか

住民票に旧姓・新姓両方の記載があり、つながりが確認できる場合には、住民票で代用が可能です。

24. 車検切れの車の住所変更する場合はどうすればよいか

住所変更の手続きは可能ですが、引き続きお車を使用する場合は速やかに継続検査を受検してください。なお、車検切れのお車を運行することはできません。

25. 住所が変わった後、何日以内の手続きが必要か

道路運送車両法第 12 条、第 67 条の規定により 15 日以内の変更手続きが必要です。

26. 住所変更を行う場合の必要書類について教えていただきたい

申請する車両により提出書面が変わりますので、詳細については最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

27. 住所変更で住所のつながりがわかる書類で戸籍の附票を添付する場合、住民票は必要か

現在の住所を証する書面として住民票（発行後 3 ヶ月以内）は必ず必要となります。

28. 引っ越しをした場合、住所変更はどこで実施するのか

住所変更後、転居先を管轄する運輸支局での手続きになります。

29. 自動車検査証の***はどういう意味ですか

「***」は、所有者と使用者が同一であること又は使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。

30. 一時抹消と永久抹消の違いについて

一時抹消登録は一時的に使用中止した場合に行う抹消登録です。車検をとることで再度ナンバーをつけて乗ることができます。

永久抹消登録はお車が解体されている場合の抹消登録です。

31. 解体の手続きをしようと思ったが、登録識別情報等通知書（抹消証明書）を紛失してしまった場合はどうすればよいか

紛失理由書を添付の上、解体届出をしてください。

32. 永久抹消、解体届出はいつから手続きできるのか

手続きができるのは、解体記録日の翌々営業日からとなっております。

33. 解体報告受領日とは何か

「使用済自動車を引き取ったことが引取業者から公益財団法人自動車リサイクル促進センターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。

通常、引取業者が同センターに報告をした日の翌日になります。

34. 廃車手続（登録車）を行う場合の必要書類について教えていただきたい

以下の書類が必要です。

1. 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
2. 所有者の印鑑（登録）証明書
 - ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
 - ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
 - ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
 - ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合大使館又は 領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
 - ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合
「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、
当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付
3. 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
 - ① 実印を押印
4. 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
5. 自動車登録番号標
6. 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
7. その他
 - ① 自動車検査証を盗難又は遺失等し返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付
 - ② 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
 - ③ 一時抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

35. 廃車手続（小型二輪の）を行う場合の必要書類について教えていただきたい

以下の書類が必要です。

1. 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
2. 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
3. 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
4. 車両番号標
5. 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
6. その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付
 - (b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）を添付
 - (c) 自動車検査証返納証明書交付申請と同時に、記入申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

36. 廃車手続（軽二輪）を行う場合の必要書類について教えていただきたい

以下の書類が必要です。

1. 軽自動車届出済証
2. 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
3. 車両番号標
4. 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）
5. 場合により必要
 - ①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付
 - ②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

37. 封印が外れてしまったがどうすればよいか

封印のない自動車は道路を運行することができません。

封印が破損したり、なくなった場合については「再封印」の手続きが必要です。

手続きの際には、自動車検査証の提示及び自動車の持ち込みが必要となります。

詳しくは、各運輸支局等に隣接するナンバープレート交付代行者の窓口にてお問い合わせください。

また、封印が無い状態での自動車の運行はできないため、該当車両を運転して運輸支局等まで車を持ち込まれる場合には、臨時運行許可番号標の取付けが必要となります。

臨時運行許可番号標の貸出については、最寄りの市区町村役場または運輸支局等でお尋ねください。

38. バイクの手続き実施場所について

小型二輪、軽二輪、側車付軽二輪は、管轄の運輸支局又は登録事務所でのお手続きとなります。原動機付自転車は、お住まいの市町村でのお手続きとなりますのでご注意ください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

39. 軽二輪の軽自動車届出済証の再交付を行う場合の必要書類について教えてください

以下の書類が必要です。

1. 軽自動車届出済証（提出可能な場合）
 2. 使用者又は代理人本人を確認出来る書面で次に掲げるいずれかのもの
 - ①運転免許証
 - ②健康保険の被保険者証
 - ③マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード
 - ④在留カード
 - ⑤特別永住者証明書
 - ⑥その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認かできる書類
 - ⑦①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類
- ※代理人など使用者以外が申請する場合、上記に加えて
3. 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

40. 所有者コードを調べることはできますか

自動車登録関係コード検索システムから検索してください。

<https://www.kodokensaku.mlit.go.jp/motas/ownercodesearch>

41. ナンバー変更を行う場合の必要書類についておしえていただきたい

申請する車両により提出書面が変わりますので、詳細については最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

42. 車のナンバーから所有者を知りたいのだがどうすればよいか

近くの運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口へ「登録事項等証明書」の交付請求をおこなってください。

但しナンバープレートに表記されている文字・数字全ての他に車台番号下7桁の数字が必要です。一部分でも不明箇所がある場合には照会することができません。

なお、車台番号だけの請求はできますが、全桁の記入が必要です。

※私有地における放置車両の所有者、使用者を確認する場合は自動車登録番号のみで照会できませんが、別途「車両が放置されている場所」「見取り図」「放置期間」「放置車両の写真」が必要となります。

登録事項等証明書交付請求

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/touroku/car_regist_shoumei.htm

43. ナンバープレートが紛失した（盗難された）場合はどうすればよいか

まずは警察に紛失又は盗難の届出をしていただき、受理日・受理番号・受理した警察署名を控えて下さい。再度同じナンバープレートは交付できませんのでナンバープレートは変更になります。

※ナンバープレート交付の際は自動車検査証の提示及び自動車の持ち込みが必要となります。

※代理申請の場合、所有者の委任状が必要です。

※希望番号にする場合は事前に予約が必要です。

希望番号申込サービス

<https://www.kibou-number.jp/html/GCAA0101.html>

44. ナンバープレートの交付手数料を教えてください

交付代行者へお問合せください。

45. 返納するナンバープレートを記念品として持ち帰りたい

交付代行者へお問合せください。

46. 有効期間が切れた車両のナンバープレートを変更することは可能か。

可能です。

通常の番号変更と同じく、車検証、車の持ち込み、ナンバープレート交付手数料が必要です。

※代理申請の場合、所有者の委任状が必要です。

※希望番号にする場合は事前に予約が必要です。

希望番号申込サービス

<https://www.kibou-number.jp/html/GCAA0101.html>

47. 希望ナンバー・図柄ナンバーの予約方法について教えてください

希望番号申込サービス

<https://www.kibou-number.jp/html/GCAA0101.html>

48. 他の地域の図柄ナンバーをつけたい

地方版図柄入りナンバーについては、対象地域に「使用の本拠の位置」を置く自動車にのみ取付けが可能です。

なお、全国版図柄入りナンバー、万博ナンバーについては、全国どちらの地域でも取付けが可能です。

希望番号申込サービス

<https://www.kibou-number.jp/html/GCAA0101.html>

49. 仮ナンバーを借りたい場合どうすればよいか

仮ナンバー（臨時運行許可番号標）は市区町村で貸し出していますので、詳しくは最寄りの市区役所・町村役場へご相談ください。

50. 新車や中古車を登録する場合の必要書類をおしえていただきたい

新規登録の書類はこちらでご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/about/register/new/index.html>

型式指定自動車の完成検査証の有効期限が過ぎた場合は、持ち込み検査が必要です。

また、検査時に独立行政法人自動車技術総合機構への届出書面が必要になる場合がございますので、検査を受ける自動車機構事務所へ事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。

なお、自動車に変更があり、技術基準への適合性を確認する必要がある場合は、事前に独立行政

法人自動車技術総合機構へ届出を行う必要があります。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

51. 国内未登録の並行輸入自動車を購入した場合の登録方法について教えてください。

輸入された自動車を登録する場合は事前に独立行政法人自動車技術総合機構へ並行輸入の届出が必要

です。

まずは、検査を受検する独立行政法人自動車技術総合機構の事務所へお問い合わせください。

その後の登録に関する書類については登録を行う運輸支局・自動車検査登録事務所にお問い合わせ

ください

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

52. 検査の予約をしたい

車検の予約は自動車技術総合機構の予約システムにて受け付けています。

自動車検査インターネット予約システムで受検場所、受検希望日、受験希望ラウンドを決定し、車台番号等の必要事項を入力後予約を確定する必要があります。また、初回予約時にアカウント登録が必要です。

■自動車検査インターネット予約システム

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky__page=forward:A1001_01

53. 検査の予約を変更したい

独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査インターネット予約システムより変更してください。

ただし、変更は予約の受付時間までに変更する必要があります。

詳しくは、自動車検査インターネット予約システムをご確認ください。

■自動車検査インターネット予約システム

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky__page=forward:A1001_01

54. 検査の予約をキャンセルしたい

独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査インターネット予約システムより予約取消をしてください。

なお、予約取消は当該予約の受付時間までに行う必要があります。

■自動車検査インターネット予約システム

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky__page=forward:A1001_01

55. 検査の予約できる時間を知りたい

各検査部・事務所のラウンド時間については、独立行政法人自動車技術総合機構ホームページの全国の事務所よりご確認ください。予約時間については自動車検査インターネット予約システムの予約時にご確認ください。

■独立行政法人自動車技術総合機構ホームページの全国の事務所

<https://www.naltec.go.jp/offices/index.html>

自動車検査インターネット予約システム

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky__page=forward:A1001_01

56. 検査の予約ができない

予約が満杯の場合は、予約をすることができません。

予約が可能な受検日やラウンドで予約をお取りください。

なお、継続検査は全国どこの検査場でも受検することが可能です。

57. 今まで使用していた予約アカウントが使えない場合はどうすればよいか

R3. 11. 1 の予約サイト変更に伴いアカウントを改めて取得する必要があります。

以下から新たにアカウントの取得をお願いいたします

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky__page=forward:A1001_01

58. インターネット以外で予約はできないのか

インターネットでの予約をお願いしております。

自動車検査インターネット予約システムのお問い合わせ

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky__page=forward:A1001_01

59. 受付時間に遅れてしまった場合はどうすればよいか

受付終了時間を過ぎた場合は、予約の変更、取り消しを行うことはできません。また、原則、検査を受けることができません。

受検予定の運輸支局又は自動車検査登録事務所までご相談ください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

60. 予約したラウンド以外に受検した場合はどうすればよいか

自動車検査インターネット予約システムにて予約ラウンドの変更を行ってください。

受付終了時間を過ぎた場合は、予約の変更、取り消しを行うことはできません。また、原則、検査を受けることができません。

受検予定の運輸支局又は自動車検査登録事務所までご相談ください

■自動車検査インターネット予約システム

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky__page=forward:A1001_01

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

61. 構造変更検査を受ける場合の必要書類を教えてください

構造変更検査の際に必要な書類については以下をご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/about/inspect/structural-change/index.html>

なお、改造後の初回の検査等は検査時に独立行政法人自動車技術総合機構への届出書面が必要になる場合がございますので、検査を受ける自動車機構事務所へ事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

62. 予備検査を受ける場合の必要書類を教えてください

申請する車両により提出書面が変わりますので、詳細については最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

また、中古車の場合、一時抹消された状態（法第16条に基づく自動車検査証が返納された自動車）から車に変更があった場合は、事前に受検する独立行政法人自動車技術総合機構に書類届け出る必要がある場合があります。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

63. 継続検査を受ける場合の必要書類をおしえてください

継続検査の際に必要な書類については以下をご確認ください

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/inspection/document/index.html>

64. なんにも整備をしなくても、改造していなければ車検（継続検査）は合格しますか

自動車の検査は、定められた基準に基づき行われるので、不適合箇所がなければ合格となります。また、定期点検は法令で定められていますので行っていただく必要があります。

65. 継続検査にて再検査になった場合どうすればよいか

審査内容の詳細については、受検した自動車技術総合機構の事務所にご確認ください。また、手続きの流れについては、受検した運輸支局又は自動車検査登録事務所までご相談ください

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

66. 再検査になった場合いつまでに再検査をうければよいか

審査結果通知日から 15 日までです。

15 日以内に新しい車検証の交付を受けることが出来なければ、もう一度初めから検査を受けて頂くことになります。

67. 再検査を受ける前に有効期間が切れた場合どうすればよいか

有効期間が切れている場合、レッカー車や積載車を手配していただくか、市区町村において臨時運行許可（仮ナンバー）を受けてください。

68. 継続検査に不合格となった場合どうすればよいか

検査不合格の場合、受検当日であれば初回を含め最 3 回まで再入場可能です。また、当日中に合格と判定されない場合、限定自動車検査証の交付を受けることで受検日から 15 日以内であれば限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分のみの受検が可能です。

限定自動車検査証の交付を受けない場合は、再度、検査手続きを行う必要があります。

不適合箇所については審査結果通知書 1 に記載された通知をご覧ください。

なお、詳細については、受検した独立行政法人自動車技術総合機構事務所へお問い合わせいただくようお願いいたします。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

69. 継続検査に合格するか教えてほしい。(事前確認)

事前に車両の確認は行っておりません。保安基準等をご確認ください。

保安基準については、国土交通省の HP に掲載されております
ホーム>政策・仕事>自動車>保安基準等

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000075.html

独立行政法人自動車技術総合機構の審査事務規定をご確認したい場合は以下をご確認ください。

■審査事務規定

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/shinsajimukitei.html>

70. 車検証の有効期間を知りたい

有効期間は自動車の用途等により、それぞれ決められております。個々の有効期間については、車検証の「有効期間の満了する日」の欄をご覧ください。なお、電子車検証の場合は、閲覧アプリを使用して確認することができます。

詳しくは、以下の URL よりご確認ください。

車検証閲覧アプリ（国土交通省電子車検証特設サイト）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

71. 車検（継続検査）を受けると有効期間はどうなるのか

継続検査の場合、有効期間の満了する日が更新されます。個々の有効期間については、車検証の「有効期間の満了する日」の欄をご覧ください。なお、電子車検証の場合は、閲覧アプリを使用して確認することができます。

詳しくは、以下の URL よりご確認ください。

車検証閲覧アプリ（国土交通省電子車検証特設サイト）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

72. 構造等変更検査を受検した場合の有効期間満了日について確認したい

構造等変更検査受検後の有効期間満了日は、継続検査の場合とは異なり、有効期間の残存の有無に関わらず受検日（手続きを行った日）から1年又は2年となります。

73. いつから有効期間が短縮にならずに受検可能か

自動車検査証に記載された有効期間満了日から1ヶ月前（離島に使用の本拠の位置を置く場合は2ヶ月前）から当該満了日までの間に継続検査を受検した場合に、当該満了日が引き継がれます。

74. 継続検査の申請にあたり、有効期間満了日の1月前の考え方について

通常であれば、同日の1月前から更新可能です。(例：有効期間満了日が4月1日の場合、3月1日から更新可能です。)

例外も存在します。(例：有効期間満了日が3月28日から31日の間の場合、2月28日(閏年の場合は、有効期間満了日が3月29日から31日の間の場合、2月29日)のみ更新可能です。)

1月前が閉庁日(祝日含む)の場合は、翌閉庁日以降に更新可能です。(例：有効期間満了日が1月31日の場合、年末年始が閉庁のため、年始の業務開始日以降に更新可能です。)

75. 検査標章(ステッカー)の再交付を行う場合の必要書類について教えていただきたい

以下の書類が必要です。

1. 車検証

※別途再発行の手数料(300円)が必要になります

76. 検査標章(ステッカー)の貼り方が分からない

以下に貼付方法が掲載されておりますのでご確認ください。

貼付方法(PDF)

https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/assets/pdf/kensahyosho_henkonooshi_rase.pdf?t=1685405947248

貼付方法(動画)

【フロントガラス用】

https://youtu.be/wD_H5veNyek

【ナンバープレート用】

<https://youtu.be/pi2-dtUPFaU>

77. 検査標章(ステッカー)はどこに貼付すればよいか

検査標章については、令和5年7月3日より運転者席上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示することとされております。

詳しくは以下をご覧ください。

https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/assets/pdf/kensahyosho_haritukeichi.pdf?t=1685405947248

令和5年7月3日までの貼付位置については以下をご覧ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/about/inspect/sticker/index.html>

78. 限定自動車検査証による再検査は他検査場で受検可能ですか

継続検査の場合は、有効な限定自動車検査証による再検査は他検査場でも受検可能です。
なお、新規検査及び予備検査の場合は、自動車検査証等の交付を受ける検査場（運輸支局等）での受検のみとなります。

（※）お手持ちの書面をご確認ください。限定自動車検査証に記載された有効期間満了日を超えて受検する場合は、あらためて検査を受検していただく必要があります。

また、受検した運輸支局等で限定自動車検査証の交付を受けていない場合は、受検した運輸支局等で当該限定検査証の交付が必要となりますのでご注意ください。

79. 限定自動車検査証の交付を受けましたが、臨時運行許可は必要ですか

限定自動車検査証の有効期間と自動車検査証の有効期間は異なります。限定自動車検査証が交付されても、申請された際に提出された自動車検査証の有効期間は更新されていません。

お手持ちの限定自動車検査証の備考欄に記載された自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行うため又は継続検査の申請を行うために運行することができます。なお、当該有効期間を超えて運行する場合は、臨時運行許可の取得が必要になります。

80. 限定自動車検査証の交付を受けて有効期間が切れた場合、どうやって継続検査を受検すればよいか

有効期間が切れている場合、自走しない方法（積載車等）を検討していただくか、自走する場合は、市区町村において臨時運行許可（臨時運行ナンバー）を受けてください。

81. 自動車税の納付をオンラインで行った場合、紙による自動車税納付証明書は必要か

自動車税の納付状況については、オンラインでの確認が可能になるまで時間がかかります。
納付確認ができなかった場合は、紙による自動車税納付証明書が必要です。システムに反映されるまでの時間は各都道府県の税事務所へご確認ください。

82. 減免申請をしたい場合どうすればよいか

各都道府県の自動車税事務所へお問合せください。

なお、軽自動車税種別割の減免制度につきましては、お住まいの市区町村にお問合せください。

83. 納税証明書は必ず必要になるか

申請自動車の納税確認を電子的に行うことができた場合は、自動車税納税証明書の提示を省略できます。（二輪自動車を除く）

ただし、納付情報が反映されるまでに時間を要することから、自動車税を納付してからすぐに車検を受ける場合や納税年度の切り替わり時（各自治体により設定、概ね5月末から6月末まで）等では、自動車税納税証明書（原本）の提示が必要になることがあります。

二輪自動車の納税確認については、自動車税納税証明書（原本）の提示にて行っております。

また、自動車税の納付状況につきましては、使用の本拠の位置を管轄する各自治体へお尋ねください。

普通自動車：各都道府県税務担当課

二輪自動車：各市区町村役場

84. 自動車税の納付状況が知りたい

自動車税の納付状況につきましては、使用の本拠の位置を管轄する各自治体へお尋ねください。

普通自動車：各都道府県税務担当課

二輪自動車：各市区町村役場

85. 納税証明書はどこで交付を受けられますか

使用の本拠がある都道府県で交付を受けられます。

普通自動車：各都道府県税務担当課

二輪自動車：各市区町村役場

86. 名義変更前の使用者が支払った納税証明書でも有効ですか

納税証明書の有効性につきましては、証明書を発行している自治体へお尋ねください。

普通自動車：各都道府県税務担当課

二輪自動車：各市区町村役場

87. 納付期限を超えて自動車税を納めたが、納税証明書は必要ですか

有効な自動車税納税証明書の提示があれば車検等の手続きは可能ですが、提示できない場合は、使用の本拠の位置がある各自治体へお尋ねください。

普通自動車：各都道府県税務担当課

二輪自動車：各市区町村役場

88. 自動車税納税証明書の有効性について確認したい

納税証明書の有効性につきましては、証明書を発行している自治体へお尋ねください。

普通自動車：各都道府県税務担当課

二輪自動車：各市区町村役場

89. 電子マネー等で自動車税を納めた場合、納税証明書は必要ですか

二輪車は窓口のシステムで連携確認が出来ないため、全車、納税証明書が必要となります。四輪車はシステムに反映されるまで時間を要することがあるため、自動車税納税証明書（原本）の提示が必要になることがあります。

90. まだ自動車税を納付していないが、検査と同時に納付は可能ですか

各支局、各事務所の敷地内に都道府県税事務所がございます。ナンバーを管轄する車両で四輪車であれば、そちらで納付手続きが可能です。

また、検査場においては都道府県税事務所はございませんので、納付手続きはできません。（例：大阪ナンバーであれば大阪運輸支局敷地内、京都ナンバーであれば京都運輸支局本庁舎敷地内）

二輪車においては納税先が異なるため、納付手続きは出来ません。（二輪車は市町村税のため。）

91. 自動車税（環境性能割）について

都道府県が課税している税金になりますので、詳しくは管轄の支庁・都道府県税事務所へお問い合わせください。

92. 自動車税（種別割）とは何か

自動車税は都道府県が課税している税金になります。詳しくは管轄の支庁・都道府県税事務所にお問合せください。

93. 手放した車の自動車税納付書が届いた場合どうすればよいか

車を渡した相手に状況を確認ください。

94. 自動車税納付書を紛失した場合どうすればよいか

各都道府県の自動車税事務所へお問合せください。

なお、軽自動車税種別割につきましては、お住まいの区市町村にお問合せください。

95. 車検（継続検査）を受けるのに、自動車税の納税証明書は必要か

運輸支局のシステム上で納税確認が取れれば不要ですが、確認が取れない場合は納税証明書の提示が必要になります。

詳しくは最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所へお問合せください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

96. 自動車重量税とはなにか

自動車重量税は、車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される国税です。

97. 自動車重量税（エコカー減税）とはなにか

エコカー減税（自動車重量税）とは、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対して、それらの性能に応じて、自動車重量税を免税・軽減です。

一般社団法人自動車工業会及び日本自動車輸入組合のホームページにてエコカー減税対象自動車一覧の掲載されております。

日本自動車工業会

https://www.jama.or.jp/operation/tax/eco_car/index.html

日本自動車輸入組合

<https://www.jaia-jp.org/news/ecocar/>

98. 次回検査時の重量税額を教えてください

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスがあります。車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。※車台番号の入力について、間違いが多いので車検証通りに入力をお願いいたします。

次回重量税額照会サービス

<https://www.nextmvt.t.mlit.go.jp/nextmvt-web/>

99. 重量税の13年・18年経過による増額の適用はいつからか教えてください

初度登録年月の属する月から起算して13年（18年）を経過する月の前月の初日以降に、自動車検査証の交付を受ける場合が減免の除外対象となります。

100. 自動車重量税の還付について知りたい

自動車重量税の廃車還付制度のよくあるご質問については、国税庁のHPにまとめられていますので、ご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/jidoshajuryo/01.htm>

101. 自動車重量税の還付を受けたい

はじめに、お車を解体することが必要です。

解体完了後に永久抹消登録又は解体届出と一緒に還付申請をすることができます。

102. 自動車重量税の還付の手続きについて知りたい

永久抹消手続きが必要です。

解体が済んでいない車は還付対象外となっております。

103. 自賠責保険の料金について教えてください

自動車損害賠償責任保険（共済）の代理店へお問合せください。

104. 自賠責保険の加入方法、保険料について教えてほしい

自賠責保険（共済）は、損害保険会社（組合）の支店等をはじめ、クルマやバイクの販売店などで取り扱っています。

保険料については、各取扱い先にてご確認ください。

105. 自賠責保険は運輸支局（検査登録事務所）で加入できますか

支局構内の自賠責保険取扱窓口にて加入できます。

106. 自賠責保険（共済）証明書をなくしてしまった場合どうすればよいか

再発行の手続きについては、契約者本人が契約された保険会社（組合）の窓口（代理店はできません）で行う必要があります。

必要書類、手続方法については、保険会社（組合）にご確認ください。

107. 手続きしたが車検証に誤りがある場合どうすればよいか

お手数ですが、お手続きをされた運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問合せください。その際、お車の登録状況を確認しますので、車検証をお持ちいただくようお願いいたします。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

108. 自動車検査証は携帯する必要はありますか

道路運送車両法第66条第1項の規定により、自動車は自動検査証を備えなければなりません。

109. 車検証の総走行距離数を修正したい

持込検査・指定整備の有効期間を更新した支局（事務所）がわかる場合は、有効期間を更新を行った支局（事務所）等へご相談ください。

又、持込検査・指定整備の有効期間を更新（車検更新）した支局（事務所）が不明な場合は、自動車検査証に記載されている登録番号の管轄支局（事務所）へお問い合わせください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

110. 車検証の電子化とはなにか

車検証の電子化については電子車検証特設サイトをもうけておりますのでそちらをご確認いただくようお願いいたします。

■電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

111. バイクのフレーム交換をする場合の手続きについて教えてほしい

事故等で補修用のフレームと交換する場合は、事前に職権打刻が必要となりますので、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（検査対象軽自動車を含む）へご相談ください。

改造によりフレームを交換する場合は、試作又は組立に該当する場合がありますので、最寄りの地方運輸局へご相談ください。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

112. 検査の基準について教えてほしい

保安基準については、国土交通省のHPに掲載されております
ホーム>政策・仕事>自動車>保安基準等

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000075.html

独立行政法人自動車技術総合機構の審査事務規定をご確認したい場合は以下をご確認ください。

■審査事務規定

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/shinsajimukitei.html>

113. アフターパーツを装着した場合の寸法について

使用過程における自動車には長さ±3cm、幅±2cm、高さ±4cmの許容はありますが、その他の状態によって構造等変更検査を受検する必要もありますので、最寄りの運輸支局及び自動車検査登録事務所へお問い合わせいただくようお願いいたします。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

114. 指定部品を教えてください

指定部品の取り扱いについては以下をご確認ください。

■自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）

<https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/20210804/jidousha1-1.pdf>

■「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて

<https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/20210804/jidousha1-2.pdf>

115. キャリアを付けたまま中古新規を受検しても良いですか

一時抹消された状態（法第16条に基づく自動車検査証が返納された自動車）と現在の自動車の寸法等が同一かご確認いただき、相違がある場合は検査と同時に、現在の自動車の寸法等に変更する必要があります。寸法等の変更により、適用される基準が変わる、手数料が変更になる、登録番号が変更になる、重量税が変更になる場合があります。

116. 自動車の部品（シート等）を変更したが、車検時に必要な書類はあるか

道路運送車両の保安基準への適合性の確認について、技術的な基準の確認が必要な場合は、技術的な基準へ適合する旨を証明する書類（写し）等を自動車技術総合機構へ提出する必要があります。

また、お車の種類や、変更した部品により、事前に届出が必要になる場合がありますので最寄りの自動車技術総合機構の事務所へお問い合わせいただくようお願いいたします。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

117. 座席を減らした（増やした）場合どうすればよいか

座席を減らした（増やした）場合、構造等変更検査を受ける必要があります。

また、座席を減らした（増やした）場合、事前に自動車技術総合機構への届出が必要になる場合がありますので、まずは最寄りの自動車技術総合機構の事務所へお問い合わせいただくようお願いいたします。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

118. 改造申請について教えてほしい

改造自動車審査要領に該当する改造を行った場合、事前に自動車技術総合機構へ届出が必要となります。

まずは最寄りの自動車技術総合機構の事務所へお問い合わせいただくようお願いいたします。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

■改造自動車審査要領

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/fkoifn00000001jx-att/fkoifn0000000oax.pdf>

119. 自動車の改造について

改造自動車審査要領に該当する改造を行った場合、事前に自動車技術総合機構へ届出が必要となります。

まずは最寄りの自動車技術総合機構の事務所へお問い合わせいただくようお願いいたします。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

■改造自動車審査要領

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/fkoifn00000001jx-att/fkoifn0000000oax.pdf>

120. 自動車に黄色回転灯をつけたい

道路維持作業用自動車の届出は、各県の公安委員会になりますので、事前に各県の公安委員会にご相談ください。

自動車検査証の記載の手続きについては、記載変更等が必要です。

121. 自動車に青色回転灯（自主防犯自動車）をつけたい

自主防犯活動を行う自動車に青色回転灯を備える場合には各警察署へ申請が必要です。警察本部長の証明書を添えて、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては軽自動車検査協会）にて記載変更の手続きをしてください。

122. 自動車に赤色回転灯をつけたい

自動車に赤色回転灯の装着をするには、道路交通法施行令第13条第1項各号に規定される場合に公安委員会から指定を受ける必要があります。詳しくは、各都道府県の公安委員会へご確認ください。

123. 車の諸元を知りたい

車の許容限度など詳しい情報は、自動車販売店舗又は各自動車メーカーのお客様相談室等にご確認ください。

124. 自動車技術総合機構に連絡したい

独立行政法人自動車技術総合機構のホームページの全国の事業所をご確認願います。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/local/kanto/index.html>

125. 基準緩和自動車の名義を変更したい

新たに基準緩和申請が必要になりますので、関東運輸局自動車技術安全部技術課までお問い合わせください。

関東運輸局自動車技術安全部技術課（緩和担当）

045-211-7255

126. 基準緩和自動車の住所を変更したい

変更する（される）住所により手続きが変わりますので、関東運輸局自動車技術安全部技術課までお問い合わせください。

関東運輸局自動車技術安全部技術課（緩和担当）

045-211-7255

127. 自動車に緑色回転灯をつけたい

緑色回転灯の取り付けについては、新たに基準緩和申請が必要になりますので、関東運輸局自動車技術安全部技術課までお問い合わせください。

関東運輸局自動車技術安全部技術課（緩和担当）

045-211-7255

128. 空港警備等で使用する青色回転灯をつけたい

空港内で使用する車両に青色回転灯を取り付ける場合には、新たに基準緩和申請が必要になりますので、関東運輸局自動車技術安全部技術課までお問い合わせください。

関東運輸局自動車技術安全部技術課（緩和担当）

045-211-7255

129. タカタエアバッグのリコールの対象か知りたい

各自動車メーカーのホームページで検索いただくか、最寄りの自動車ディーラーでご確認ください。

130. 自分の車にリコールがあるか知りたい

各自動車メーカーのホームページで検索いただくか、最寄りの自動車ディーラーでご確認ください。

131. 自分の車の不具合はどこに言えばいいのか

国土交通省にて情報収集をしておりますので以下の HP に情報提供をお願いいたします。

自動車不具合情報ホットライン

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>

132. 自動車の不具合情報を連絡したい

国土交通省にて情報収集をしておりますので以下の HP に情報提供をお願いいたします。

自動車不具合情報ホットライン

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>

133. 軽自動車の手続きについて

軽自動車は軽自動車検査協会でのお手続きとなります。

お問合せは軽自動車検査協会へお願いします。

軽自動車検査協会

<https://www.keikenkyo.or.jp/>

134. 軽自動車税について

軽自動車税は市区町村が課税している税金になります。詳しくは管轄の市区町村税事務所へお問い合わせください。

135. OBD検査とはなにか

自動車の電子的な検査（OBD 検査）については以下をご確認ください。

ホーム>政策・仕事>自動車>自動車の電子的な検査（OBD 検査）について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html

136. 定期点検未実施の際の取扱いについて

定期点検は使用者の義務です。定期点検は車検の前後を問いませんが、車検時に実施が確認できない場合、車検証に点検未実施である旨が記載されます。

137. 点検整備記録簿の様式はどこで入手すればよいか

定期点検記録簿については、様式は決められておりませんので、必要事項を記入し保存してください。

なお、自動車の購入時にメーカーのメンテナンスノートなど車両に備えられている場合があります。

138. 点検整備記録簿の記載について

点検整備記録簿は、点検の結果と整備の概要を記録、保存する必要があります。

ホーム>政策・仕事>自動車>点検・整備

自動車の点検整備

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/>

139. 定期点検の間隔について教えてほしい

車種や用途によって定期点検整備を行うべき時期、点検項目数が異なります。以下のリンクからご確認ください。

ホーム>政策・仕事>自動車>点検・整備

定期点検整備

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/>

140. 定期点検未実施の場合に処罰はされるのか

自動車の使用者は自動車が保安基準に適合するように、点検、整備を行う義務があります。

自動車の使用者の定期点検未実施による罰則規程はありませんが、運送事業者の保有する自動車については行政処分の対象となるおそれがあります。

141. 不正改造の情報を通報したい

自動車の不正改造については以下の窓口に情報提供をお願いいたします。

不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/>

142. 不正車検（ペーパー車検等）の情報を通報したい

具体的な情報を明確にさせていただき、指定整備工場を管轄する運輸支局へ通報をお願いします。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

143. 無車検で走行している車を通報したい

国土交通省にて情報収集をしておりますので以下の HP に情報提供をお願いいたします。

無車検車・無保険（共済）車通報窓口システム

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

144. 運行管理者・整備管理者の選任届出等の書式はどこで入手すればよいか

下記リンク先から運行管理者・整備管理者の選任届出等の書式がダウンロードできます。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/seibikanrisya/index.html

145. 自動車事故報告書の様式はどこで入手すればよいか

下記リンク先の事故報告関係にある自動車事故報告書様式からダウンロードできます。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/anzen-kankyo.html